

名古屋市告示第372号

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）
第 7条第 5項の規定により、多面的機能発揮促進事業に関する計画を令和 7年
4月 1日に認定しましたので、同条第 6項の規定により、その概要を次のとおり
公表します。

令和 7年 7月15日

名古屋市長 広 沢 一 郎

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
○				名古屋市 富田、南 陽地域	無	令和 7年度 から令和11 年度まで	協和地域資源 保全会
○				名古屋市 富田、南 陽地域	無	令和 7年度 から令和11 年度まで	西福田地域資 源保全会

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課